

にゅーす レター



NPO 消費者ネットおかやま 岡山市北区下石井1-1-3 日生第二ビル8階 (県消団連気付) TEL086-221-4302 FAX086-221-4343

会員のみなさま、新しい年2010年は新政権のもとで迎えました。景気・雇用・環境・社会保障等々、厳しさは一層増しているようです。消費者庁発足5ヶ月を経過し、消費者行政など社会システムの充実も消費者啓発の重要性もいよいよこれからといった感じです。

さて本にゅーすレター1面には河田理事長が日本消費経済新聞 新年号に「今年の抱負」を寄稿されましたので、これを掲載させていただきました。



「安全で公正な消費者社会」実現を

理事長 河田英正

消費者が、保護される客体としてではなく、権利主体者として位置づけられた消費者基本法、消費者契約を特別な契約として民事効果を加えた消費者契約法の成立とその後の団体訴権実現などの改正、そして、昨年の産業育成官庁による縦割り消費者行政、深刻な消費者被害発生後の後追い行政と批判され続けてきた消費者行政が、消費者庁、消費者委員会の設置によって大きく転換され、消費者市民時代の幕開けとなった。

あらゆる人は、この経済社会に生きている以上、消費者の側面をもっている。消費者は社会においても最も多数を占める集団である。しかし、その多数の集団はもっとも組織されにくい集団であり、それがゆえに社会的弱者とされる。この消費者の視点を持ち、安全で公正な消費者社会をめざす社会に積極的に働きかけていく日々の活動が、社会のなかで重要な役割を果たしていくことが必要とされている。消費者契約法に位置づけられた団体訴権も、同法に違反する行為の差し止めだけでなく、適用となる範囲が一般化されつつあり、損害賠償請求も訴権の対象として具体的に検討が進んでいる。民法の債権法改正問題に関しても消費者法とは何かということの本質的な問いかけがなされている。このことは、「消費者法」の分野の基本的な視点が一般化してきたことの証左でもある。

NPO法人「消費者ネットおかやま」は、2007年6月6日に発足総会を開催して適格消費者団体を目指して活動を始めた。定期的な相談会を開催しながら消費者被害の情報収集、事例研究、学習会の開催、業者への要請などの活動を続けてきているが、適格消費者団体の認証を受けるまでにはまだまだクリアしなければならない壁がある。人的資源を充実させ、活動を強化して魅力ある消費者団体としての実績を積み重ねることによって財政基盤を確立する必要がある。現状からのさらなるステップアップの必要性を感じている。

消費者市民社会という新しい時代の幕開けのなかで、私たちの活動していくべき環境は整った。私たちの活動は、民主主義社会を形成していく重要な役割を果たすものである。そのための最低限の消費者の武器は手に入れている。これからは、私たちの組織された力で「安全で公正な消費者社会」を実現していくべく、日常的な活動の質を高め、現実の行動が期待されている。今年は「行動の年・飛躍の年」としなければならないと思っている。



特定商取引法・割賦販売法について

～私たち消費者が役立てたいことは？～

近年、高齢者等に対し、クレジットを利用した訪問販売などによる被害が深刻化しています。中でも、執拗な勧誘を断り切れないうまま、大量の購入契約を結ばされる事例や、これらの悪質な勧誘販売行為を助長するクレジット会社の不適正与信あるいは過剰与信の事例が目立っています。また、インターネット通信販売などの新しい分野においては、返品を巡ってのトラブルや、不当請求の手段となる迷惑広告メールの問題、クレジットカード情報の漏えいなど、多くの消費者被害が発生しています。

こうした状況に対処するため、「特定商取引に関する法律及び割賦販売法」が改正され、2009年12月に施行されました。

◆規制の抜け穴の解消

これまでの問題…特定商取引法の対象となる商品・サービスが指定されており、悪質業者は規制対象となっていない商品に目をつけ販売をくり返していました。

改正のポイント

○特定商取引法の対象となる商品・サービスをリストアップする方法から、原則すべての商品・サービスが対象となりました。

◆訪問販売の規制強化

これまでの問題…セールスマンが家にやってきて床下修理やリフォーム工事を高齢者に次々に販売し返済不能に陥るなど、高額被害が相次ぎ、強引な勧誘や長時間の居座りが問題となっていました。

改正のポイント

○訪問販売業者に契約しない旨の意思を示した消費者に対しては、契約の勧誘を禁止しました。(再勧誘の禁止)

○訪問販売で、通常必要とされる量を著しく超える商品契約(過量販売)をしたときには、契約後1年間は契約を解除できるようになりました。

◆インターネット取引の規制

これまでの問題…インターネットで洋服を購入したところ、デザインが違う商品が届いたが返品できなかったなど、返品・交換に関するトラブルが多発していました。

改正のポイント

○通信販売において、広告に返品の可否・条件・送料の負担(返品特約)を表示していない場合、返品ができるようになりました。(商品を受け取った日から8日まで、送料は消費者負担)

○消費者があらかじめ承諾しない限り、電子メール広告を送ることを禁止しました。

◆クレジットの規制

改正のポイント

○個別クレジットを行う事業者は登録制とし、立入検査、改善命令など、行政による監督規程を導入します。

○個別クレジット業者に、訪問販売等を行う加盟店の勧誘行為について調査することを義務付け、不適正な勧誘があれば消費者への与信を禁止します。

○与信契約をクーリング・オフすれば販売契約も同時にクーリング・オフされるようになりました。

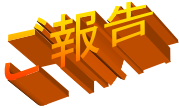


「消費者ネットおかやま」は「適格消費者団体」の認定を目指しています。

当ネットに対するご意見、ご質問はメールアドレス shounet@okayama.coop まで！

またホームページ <http://okayama-con.net> もご覧下さい

ご自由に掲示板にご意見をお寄せください。



第8回「消費者被害なんでも相談会」を実施しました

2009年11月28日（土）10時～15時まで
きらめきプラザ5階の岡山県消費生活センター研修室
（相談ブース3、電話機2）において開催。

- 相談者・・・来場者；5件 電話；7件
- 対応者・・・弁護士1人、司法書士3人、
建築士2人
- 事務局・・・3人
- 事前案内・・・朝日新聞、山陽新聞、リビング新聞
読売新聞



相談項目と内容は表の通りです。

	相談項目	件数	内 容
来 所	借金	3	多重債務、ローンの過払い
	相続	2	未分割の不動産、父（亡）が契約していた太陽光発電
電 話	消費者被害	1	中古車の契約
	借金	1	母の借金
	不動産	1	中古住宅
	契約	4	個人情報に関すること、インターネットでの購入、投資など

当面の行事予定

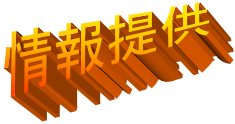
- ・2月12日（金）岡山県消団連幹事会
場所：日生岡山第2ビル
時間：14：00～
- ・2月16日（火）第2回消費者力アップセミナー（日本生協連中四国地連主催）
場所：オルガホール
時間：13：00～16：30
- ・2月17日（水）NPO消費者ネットおかやま理事会
場所：日生岡山第2ビル
時間：18：00～
- ・2月27日（土）適格消費者団体連絡協議会交流会
場所：主婦会館プラザエフ5F（東京都千代田区六番町15）
時間：13：00～17：00

会費納入状況

（2010年1月末現在）

- ★個人会員 103千円 合計57人★
 - <内訳>・弁護士 28人
 - ・司法書士 12人
 - ・生協・消費者団体 10人
 - ・消生アドバイザー・学識者・建築士 7人
- ★団体会員 101万円 合計11団体 650★

新規会員も大募集しております<振込先；郵便振替 口座番号01380-3-85918 消費者ネットおかやま>



消費者支援機構関西(KC's)からのお知らせです。

(1)KC's「集团的損害賠償制度学習会」のご案内

- 目的: 適格消費者団体が3月以降に「意見(要望)書」を取りまとめるための学習ならびに意見交換
- 開催日時: 第2回: 2月22日(月)17時~19時半 (第1回は2月2日開催済み)
- 開催場所: 生協会館新大阪 9階会議室 大阪市淀川区西中島4-9-26
(地下鉄・阪急 西中島南方駅 徒歩5分 日生協関西地連TEL6308-1080)
- 対象: 関西・西日本の適格消費者団体に関わる役員、弁護士・司法書士・相談員、消費者団体の皆様
- 規模: 30~40名 ■参加費: 無料
- 内容: 第2回: 日弁連要綱案、制度の内容<講師: 大高 友一弁護士>
- 申し込み方法: 下記申込書にご記入の上、FAXでお送りください。 TEL:06-6920-2911

「集团的損害賠償制度学習会」参加申込書

FAX:06-6945-0730

KC's事務局(学習会係)行き

申込日: 2月19日(金)

団体名() お名前()
 事務局連絡先(Tel:) FAX:)
 (メールアドレス:)

申し込み内容: 第2回: 2月22日(月)

(2)ひょうご消費者セミナー2009のご案内

「だまされる心理から見る消費者被害」

- とき: 2010年3月15日(月)午後1時~4時
- ところ: 兵庫県農業共済会館
神戸市中央区下山手通4丁目15番3号 JR元町駅より徒歩10分
- 内容: <講演会>「知らないのだまされる<心の法則>」
講師: 西田 公昭氏(静岡県立大学准教授)
<活動報告>兵庫県の消費者被害と消費者行政(兵庫県)
適格消費者団体活動報告(KC's、ひょうご消費者ネット)
消費者被害アンケート報告(生活協同組合コープこうべ)
- 参加費: 無料 ●定員: 150人
- 締切り: 2月26日(金)<定員になり次第締め切ります>
- 主催: KC's、ひょうご消費者ネット、兵庫県生協連合会、コープこうべ
- 申し込み方法: 下記の申込要旨にご記入の上KC'sまでお申し込みください。

TEL:06-6920-2911 FAX:06-6945-0730 E-mail:info@kc-s.or.jp

「消費者セミナー2009」(3/15)参加申込書

KC's事務局(消費者セミナー係)行き

団体名()
 お名前()

締め切り: 2月26日(金)